

専門型訪問サービス

標準型訪問サービス

利用契約書

_____（以下「利用者」、という）と社会福祉法人明照会が経営するあそか苑武庫川訪問介護事業所（以下「事業所」という）とは、利用者が、提供される専門型訪問サービス、標準型訪問サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、重要事項説明書の内容を承諾し、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業所は、介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第4条及び第5条に定める訪問介護等を提供します。
- 2 事業所が利用者に対して実施サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項（以下「専門型訪問サービス計画書、標準型訪問サービス計画書という）は、別紙『（サービス利用書）等』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画

の決定・変更）

- 1 事業所は、利用者に係わる専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画を作成するものとします。
- 2 サービスの提供時間や回数の程度、実施内容については、前項の専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、専門型訪問サービス、標準型訪問サービス計画に位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 当事業所は、利用者に係わる専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画が作成されていない場合でも、専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画の作成を行ないます。その場合に、利用者に対して、介護予防支援事業者を紹介する等専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画作成の為に必要な支援を行なうものとします。
- 4 事業所は、専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明、同意を得た上で決定するものとします。
- 5 事業所は、利用者に係わる専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画が変更された場合、又は利用者若しくはその家族などの要請に応じて、専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、専門型訪問サービス計画書、標準型訪問サービス計画書を変更するものとします。
- 6 事業所は、専門型訪問サービス計画、標準型訪問サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

当事業所は、介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問介護員を派遣し、利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護を、調理・洗濯・掃除・買物等の生活援助、その他日常生活上の支援を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業所は利用者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する専門型訪問サービス、標準型訪問サービスを提供するものとします。
- 2 前1項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 3 事業所は第1項で定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（訪問介護員の交替等）

- 1 本契約において「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で専門型訪問サービス事業、標準型訪問サービス事業に従事し、介護・生活援助及び相談助言等を行なう専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問介護員、保健師、看護師、ソーシャルワーカー等、事業者が専門型訪問サービス、標準型訪問サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 利用者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。
- 4 当事業所は、訪問介護員の交替により、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第7条（サービスの実施）

- 1 利用者は、第4条及び第5条で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。
- 2 サービスの実施に関する支持・命令はすべて事業所が行ないます。但し、当事業所はサービスの実施にあたって契約の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- 3 利用者はサービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護予防サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を当事業所に支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要支援認定を受けていない場合及び介護予防サービス計画が作成されていない場合は、介護認定が出た時点で、自己負担額をさかのぼってお支払いただきます。
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下の各号に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行ないません。
 - (1) 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - (2) 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - (3) 同一保険者管内での転居により事業所を変更した場合
- 4 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 第5条第1項及び第2項に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を当事業所に支払うものとします。
- 6 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者

はこれを現金又は翌月 26 日に指定金融機関口座から引き落としにて支払いするものとします。

第 9 条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日 17 時までに事業所に申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項に定める所定金額を事業所にお支払い頂く場合があります。
但し、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業所は、利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、利用料金の日割りでの割引又は増額はしません。
- 4 事業所は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第 10 条（利用料金の変更）

- 1 第 8 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、当事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第 8 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、変更を行なう日の 2 ヶ月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第 1 1 条（サービス従事者の義務）

- 1 サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 サービス実施日において、訪問介護員により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族からの聴取・確認の上訪問介護サービスを実施するものとします。
- 3 サービス提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 サービスは、利用者に対する訪問介護サービスの実施について記録を作成し、サービス終了後からそれを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第 1 2 条（守秘義務）

- 1 サービス提供にあたって利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 サービスは、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係わる他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 1 3 条（訪問介護員の禁止行為）

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行ないません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受（お茶の提供）
- (3) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (4) 利用者宅での飲酒及び喫煙

- (5) 利用者及びその家族に対して行なう宗教・政治活動、営利活動
- (6) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為

第 14 条（損害賠償責任）

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 2 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しており、前項の規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力頂く場合があります。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、当事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業所及びサービス従事者の指示・依頼に反して行なった行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 16 条（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業所は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求する事はできないものとします。

第 17 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い当事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - (1) 利用者が死亡した場合
 - (2) 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
 - (3) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - (5) 第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業所は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 18 条（契約者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに当事業所に通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - (1) 第 10 条第 3 項により本契約を解除することができます。
 - (2) 利用者が入院した場合
 - (3) 利用者に係わる介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 19 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合

- (3) 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第20条（事業所からの契約解除）

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行ない、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者による第8条第2項及び第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業所もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第21条（清算）

第17条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他当事業所に義務を負っているときは、契約終了から1週間以内に清算するものとします。

第22条（非常災害対策）

緊急連絡一覧を作成し、災害発生時には、テレビ、携帯等による情報収集や周辺の状況の確認を行うとともに、利用者に伝達します。また、個々の特性に配慮して避難場所までの経路を確認しながら避難誘導し、その後、管理者への報告、家族への連絡を行うものとします。

第 2 3 条 (高齢者虐待の防止)

身体、性的、精神的、ネグレクト、経済的虐待を発見した場合、包括支援センター、市町村に通報し、高齢者の人権を守ることとします。

第 2 4 条 (書類等保存の年限)

書類等の保存年限はサービス完結後 5 年とします。

第 2 5 条 (暴力団の排除)

事業所及び事業所の管理者は暴力団員等で無いものとする。また運営が暴力団等の支配を受けないこととします。

第 2 6 条 (苦情処理)

事業所は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 2 7 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

住 所 伊丹市中野西1丁目18

事業者名 社会福祉法人 明照会

代表者氏名 理事長 善部 修 (印)

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行します。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者との関係 ()

立会人(家族) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者との続柄 ()